

# 甲州市国土強靱化地域計画

「市民の誰もが

生命・財産を脅かされない、

強くしなやかな甲州市」

令和8年3月





# はじめに

甲州市長

鈴木 幹 夫



平成 23 年に発生した東日本大震災により、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが、国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、国において平成 25 年 12 月に「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備されたところです。

本市においても、これまで昭和 34 年の台風 7 号の豪雨による大被害をはじめ、平成 26 年 2 月の大雪、令和元年 10 月「大雨特別警報」が発令された台風 19 号の大雨による被害など、幾度となく災害に見舞われてきました。

今後想定される大規模自然災害に備え、災害に強く、市民が安心して暮らすことができるよう、このたび「甲州市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、強くしなやかな甲州市」の実現を目指し、強靱化の取り組みを推進してまいります。



# 目次

## 第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景..... 1
- 2 計画の位置付け..... 2
- 3 計画策定の手順..... 3

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 目指すべき将来の甲州市の姿 ..... 4
- 2 甲州市強靱化地域計画の基本目標 ..... 4

## 第3章 対象とする災害と被害想定

- 1 本市の特性..... 5
- 2 リスクシナリオを考える際の前提となる災害の想定 ..... 12
- 3 起きてはならない最悪の事態の設定 ..... 13

## 第4章 脆弱性の評価と推進方針 ..... 16

- 事前に備えるべき目標1 ..... 16
- 事前に備えるべき目標2 ..... 34
- 事前に備えるべき目標3 ..... 49
- 事前に備えるべき目標4 ..... 51
- 事前に備えるべき目標5 ..... 56
- 事前に備えるべき目標6 ..... 62

## 第5章 計画の推進と見直し ..... 67

## 付属資料..... 68

本計画書は、視覚障害のある方にも読みやすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用しています。



---

# 第1章 計画策定の概要

---

## 1 計画策定の背景

2011年の東日本大震災を契機に、2013年、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）が制定されました。

基本法では、その基本理念において「国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと」とされています。

また、基本方針として以下の7項目が掲げられています。

- ①人命の保護が最大限に図られること。
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④迅速な復旧復興に資すること。
- ⑤施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ⑥取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑦財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

この基本方針が国の果たすべき基本的な責務とされ、具体的には、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施し、大規模自然災害に強い国土及び地域をつくることが求められています。

本市では、国の方針を踏まえ、市民の生命、身体、財産の保護に努めるとともに、市の各個別計画の指針となるべく「甲州市国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかな甲州市の実現に努めることとしました。

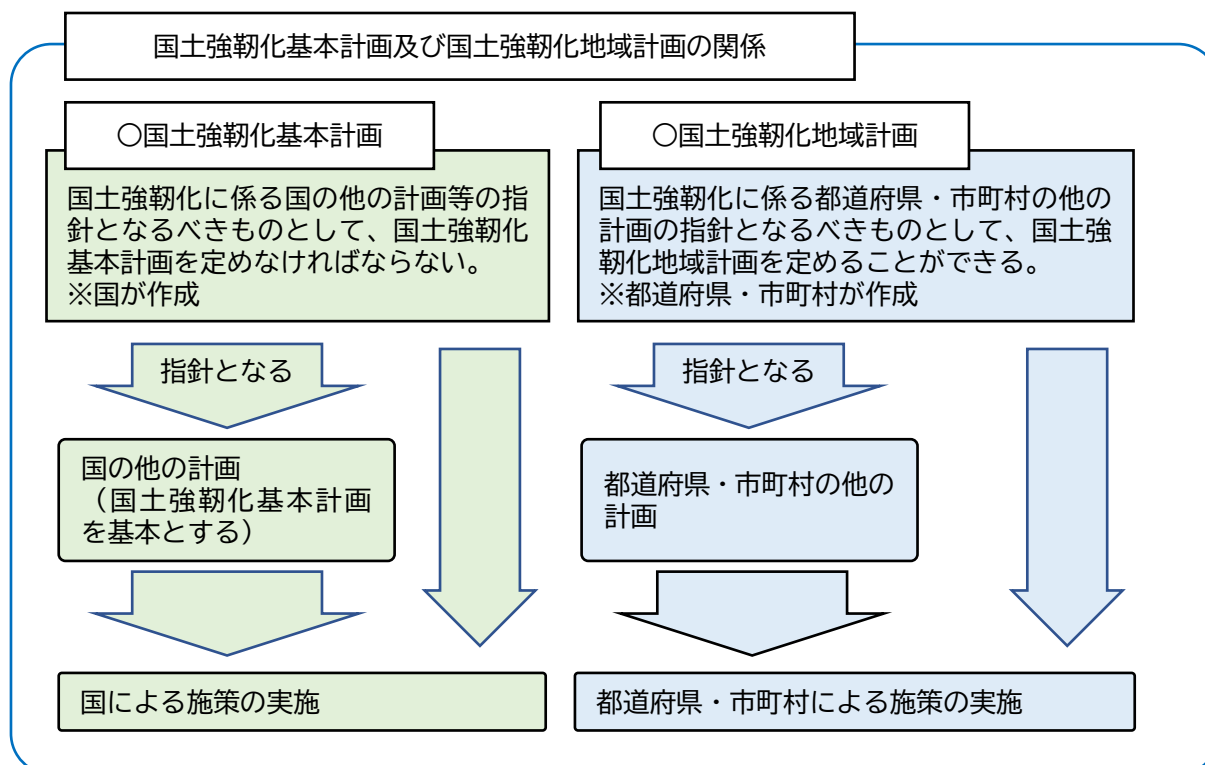
### 基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

## 2 計画の位置付け

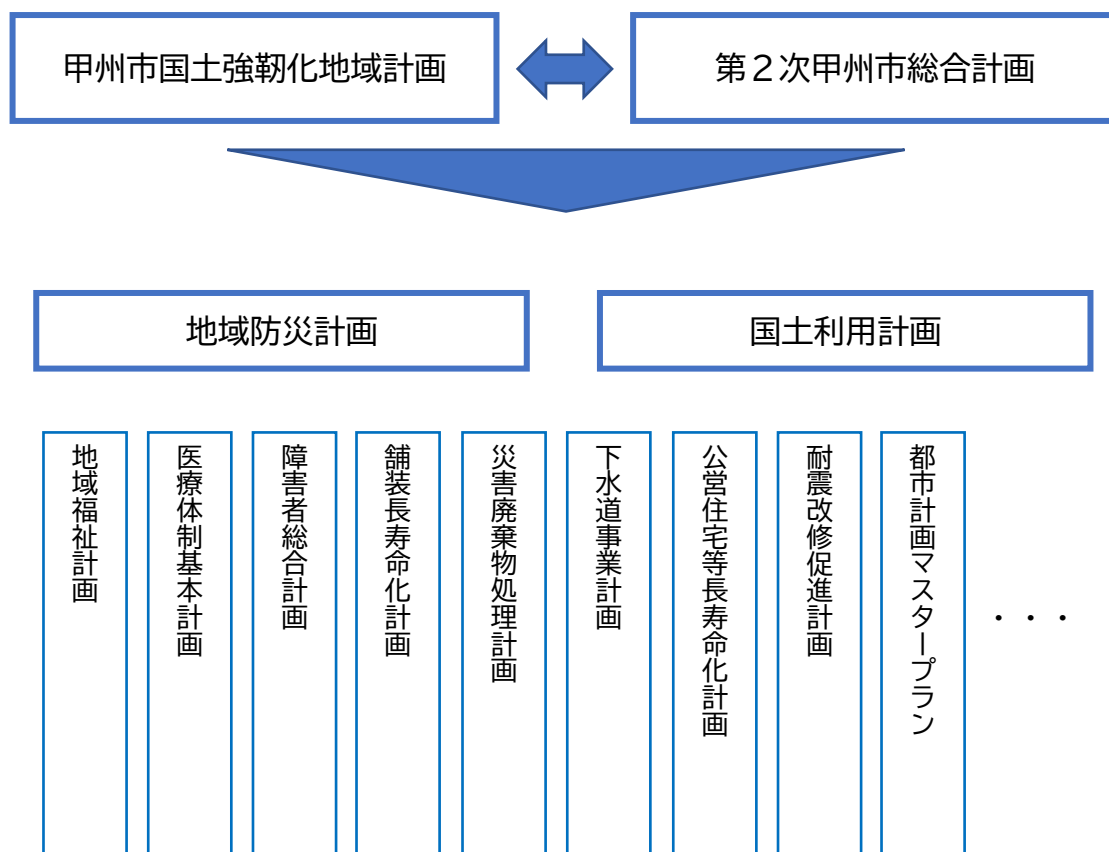
「国土強靱化地域計画」は、地方自治体が策定する諸計画の指針となるものとされており、併せて「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施する」ことが責務とされています。

### （1）国土強靱化に関する計画の体系



## (2) 本市における計画の位置付け

本市では、「国土強靱化地域計画」と「甲州市総合計画」との整合・調和を図り、並列の上位計画とし、「第2次甲州市総合計画」を「分野別計画の指針」、「甲州市国土強靱化地域計画」を「各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と位置付けました。



## 3 計画策定の手順

国土強靱化地域計画策定の取り組みは、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うことを前提としています。この「脆弱性の評価」を踏まえて、本市がこれから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込み、計画を策定し推進していきます。

なお「脆弱性の評価」を行うことは、国土強靱化地域計画を策定する上で、最大の特徴となっています。

---

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1 目指すべき将来の甲州市の姿

国が示す国土強靱化の基本目標は、いかなる災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を実現することとされています。

上記目標を達成すべく、本市が目指すべき将来の姿を以下のように設定しました。

**「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、  
強くしなやかな甲州市」**

### 2 甲州市強靱化地域計画の基本目標

1. の趣旨をふまえ、本市では以下の4つの基本目標を掲げました。

1	市民の人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4	迅速な復旧復興

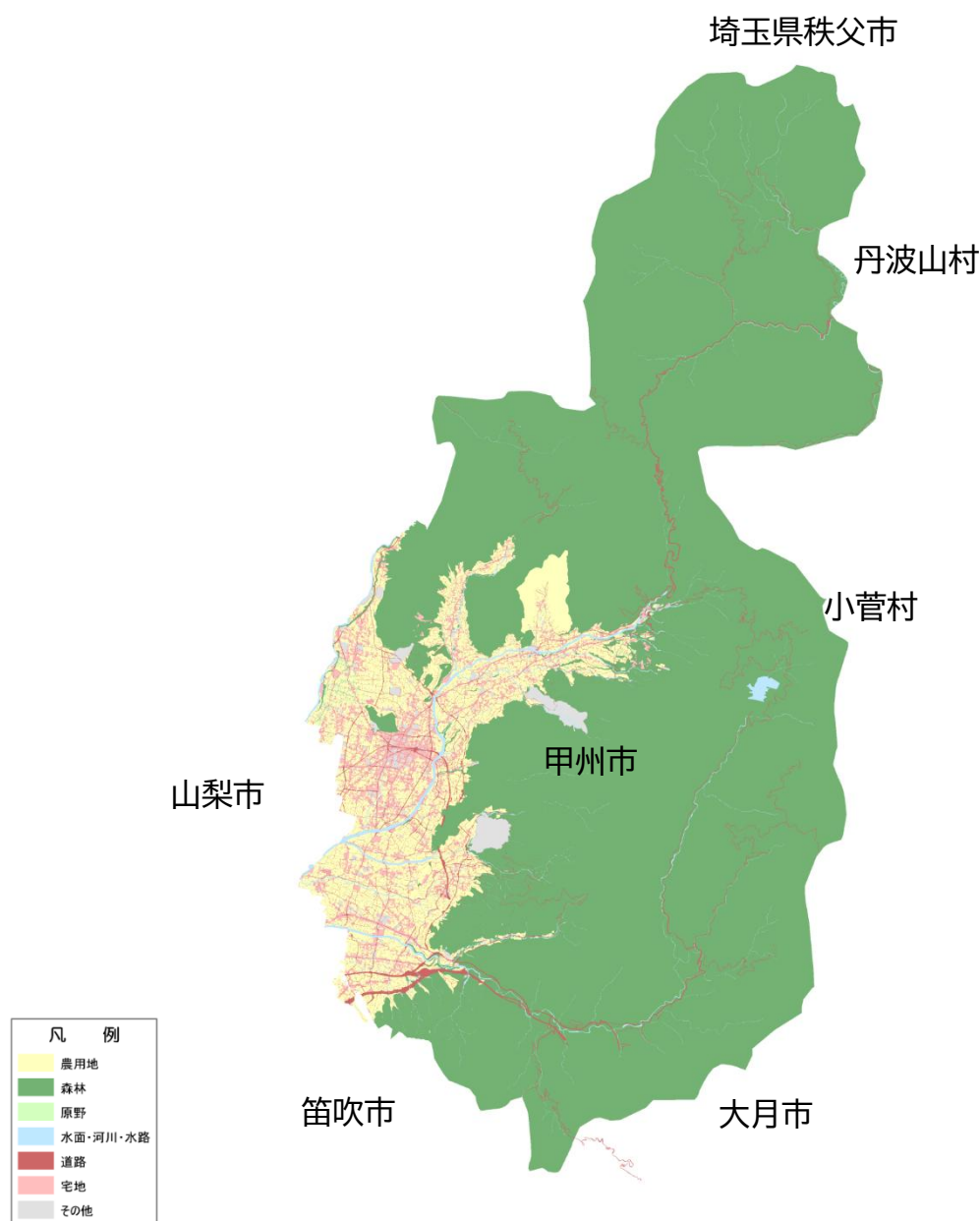
## 第3章 対象とする災害と被害想定

### 1 本市の特性

#### (1) 地勢

本市は、市域の山梨市境に一級河川である笛吹川が流れ、東部から北部へかけて大菩薩嶺（2,057m）等をはじめとする多くの山々が連なり、急峻な箇所も多く、特に柳沢峠以東は広大な山岳地帯となっており、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されています。



出典：甲州市国土利用計画

## (2) 本市の人口

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査によると、31,671 人、昭和 55 年からの人口推移を見ると、昭和 60 年及び平成 7 年に一度は増加したものの、その翌調査では再び減少に転じており、総じて減少傾向にあるといえます。

同様に、世帯数も平成 17 年に一度は増加したものの、平成 22 年には減少に転じています。その一方で、1 世帯当たり人数は減少傾向が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

また、高齢化については、本市も例外ではなく、年齢別人口の構成比を見ると、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、年々高くなってきており、平成 27 年は 33.47%と、県平均の 28.41%を上回る結果となっています。

年度	人口 (人)	増加数 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯人数 (人)	老年人口	
					人口 (人)	割合 (%)
昭和 55 年	37,269	—	—	—	5,218	14.00
昭和 60 年	37,338	69	—	—	5,828	15.61
平成 2 年	37,038	▲300	—	—	6,759	18.24
平成 7 年	38,046	1,008	11,618	3.27	7,889	20.73
平成 12 年	36,925	▲1,121	11,547	3.19	8,844	23.95
平成 17 年	35,922	▲1,003	11,651	3.08	9,578	26.66
平成 22 年	33,927	▲1,995	11,575	2.93	9,962	29.36
平成 27 年	31,671	▲2,256	11,367	2.79	10,502	33.47
令和 2 年	29,237	▲2,434	11,152	2.62	10,717	36.66

出典：国勢調査

### (3) 本市の土地利用状況

土地の利用状況は、宅地 7.8km<sup>2</sup> (2.9%)、農用地 20.9km<sup>2</sup> (7.9%)、森林等 211.5km<sup>2</sup> (80.1%)、その他 23.9km<sup>2</sup> (9.1%) で、森林の割合が高くなっており、豊かな自然が保全されています。

地区名	総面積 (km <sup>2</sup> )	宅地		農用地		森林等		その他	
		(km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	(km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	(km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	(km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
塩山地区	184.8	5.3	2.0	12.8	4.9	151.2	57.2	15.5	5.9
勝沼地区	36.2	2.2	0.8	7.2	2.7	18.4	7.0	8.4	3.2
大和地区	43.1	0.3	0.1	0.9	0.3	41.9	15.9	0.0	0.0
合計	264.1	7.8	2.9	20.9	7.9	211.5	80.1	23.9	9.1

出典：甲州市国土利用計画

### (4) 山梨県の過去の災害歴

#### ①風水害

年月日	被害状況
1674年 (延宝 2.8.16~17)	釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊（甲陽始末記）
1676年 (延宝 4.9)	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
1688年 (貞享 5.8)	釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水（山梨県水害史）
1757年 (宝暦 7.5.29)	大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ッ水門も切れて府中片羽町に浸水（甲陽伝記）
1828年 (文政 11.6.29~7.1)	笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下 18カ村を剥がして甲府城下まで及ぶ（山梨県水害史）、甲府三ッ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水（坂田家日記）
1898年 (明治 31.9.6~8)	県下大水害、死者 150人
1907年 (明治 40.8.22~28)	県下大水害、死者 232人、家屋全壊・流出 5,767戸、浸水家屋 15,057戸

年月日	被害状況
1910年 (明治 43.8.2~17)	前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を始め盆地南部一帯被害甚大、死者 24 人
1912年 (大正 1.9.22~23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
1922年 (大正 11.8.23~26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者 55 人
1934年 (昭和 9.9.18~21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋 507 戸、死者 13 人
1935年 (昭和 10.9.21~26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一体が激甚、死者 39 人
1936年 (昭和 11.9.26~27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者 22 人
1945年 (昭和 20.10.3~11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋 256 戸、浸水家屋 6,130 戸、死者、行方不明 36 人
1947年 (昭和 22.9.13~15)	カスリン台風来襲、死者 16 人
1956年 (昭和 31.2.27)	翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪 31cm
1958年 (昭和 33.5.13)	50 年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1958年 (昭和 33.8~9)	2 度にわたり台風被害、死者 14 人、損害額（公共施設等）30 億円
1959年 (昭和 34.8.14)	台風 7 号により前夜から早期にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人
1959年 (昭和 34.9.26)	台風 15 号（伊勢湾台風）来襲、死者 15 人
1966年 (昭和 41.9.25)	台風 26 号被災、公共被害 100 箇所、損害額 2 億円、家屋被害 39 戸（うち全壊 2 戸）
1978年 (昭和 53.7.8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大 1 時間降水量 73mm を記録 この年、明治 28 年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温 30℃以上連続 52 日、干ばつ被害 32 億円
1982年 (昭和 57.8.1~3)	台風 10 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 7 人
1983年 (昭和 58.8.15~)	台風 5、6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水

年月日	被害状況
1991年 (平成 3.8.20~21)	台風 12 号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人
1991年 (平成 3.9.18~19)	秋雨前線と台風 18 号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明 2 人
1997年 (平成 9.3.11~15)	勝沼町(現：甲州市)の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積 374.9ha、被害総額 4 億 7,793 万円
1998年 (平成 10.1.8~16)	県下に 3 回にわたり大雪、14 日~16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生、被害額約 73 億 1,900 万円
1998年 (平成 10.8.26~31)	停滞前線と台風 4 号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生、被害額約 29 億 900 万円
1998年 (平成 10.9.15~16)	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者 1 人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸、被害額約 58 億 4,800 万円
2000年 (平成 12.9.11~17)	9 月 11 日~12 日に甲府地方気象台観測史上最大の降水量 310mm(甲府市)を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟、被害総額 102 億 1,800 万円
2001年 (平成 13.1.25~28)	28 日の積雪が山中 105cm、甲府 38cm などを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001年 (平成 13.9.8~11)	台風 15 号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額 62 億 8,100 万円
2002年 (平成 14.7.10~11)	台風第 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生、床上浸水 1 棟、床下浸水 51 棟等被害総額 30 億 7,200 万円
2003年 (平成 15.8.8~9)	台風 10 号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生、河川増水による死者 1 人、重軽傷者 4 人、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約 10 億 4,600 万円
2007年 (平成 19.9.6)	台風 9 号による大雨。大菩薩で 530mm の総雨量を記録
2010年 (平成 22.7.25)	午後 4 時から 6 時まで、勝沼で 1 時間に 23mm の豪雨
2011年 (平成 23.9.2)	台風 12 号の大雨により、大月市で 6ha の深層崩壊が発生。県内の被害総額 27 億 9,142 万円
2011年 (平成 23.9.21)	台風 15 号の大雨により、県内全域で被害発生。県内の被害総額約 55 億 3,448 万円

年月日	被害状況
2014年 (平成26.2.14~15)	甲府地方気象台観測史上最大の積雪量を記録。甲府114cm、河口湖143cmを記録。一時13市町村1,800世帯が孤立
2019年 (令和元.10.12~13)	台風19号の大雨により、本県で初めてとなる大雨特別警報が本市を含む県内20市町村に発令。県内の被害総額約92億円

## ②地震

年月日	被害状況
1707年 (宝永4.10.4)	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
1854年 (嘉永7.11.4)	(安政東海地震)五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鯉沢では住家9割潰れ、死者150人(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989、地震の辞典:1987)
1898年 (明治31.4.3)	山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902年 (明治35.5.25)	山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915年 (大正4.6.20)	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1923年 (大正12.9.1)	(関東大地震)(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924年 (大正13.1.15)	丹沢地震(M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944年 (昭和19.12.7)	(東南海地震)(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等(山梨日日新聞)

年月日	被害状況
1976年 (昭和 51.6.16)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 ケ所、田畑 31 ケ所、農業用施設 79 ケ所等
1983年 (昭和 58.8.8)	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 ケ所、農林業用施設 55 ケ所、道路 21 ケ所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5,000 万円
1996年 (平成 8.3.6)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.3)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸等、被害総額 1 億 5,000 万円
2005年 (平成 17.7.31)	山梨県東部を震源とする地震 (M4.0)、国道 411 号線一之瀬高橋で山腹崩壊発生
2007年(平成 19.7.16)	新潟県中越沖地震 (M6.8)、甲府で震度 3
2008年(平成 20.6.14)	岩手・宮城内陸地震 (M7.2)、甲府で震度 2
2011年 (平成 23.3.11)	午後 2 時 46 分東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M 9.0) 甲府、甲州市震度 5 弱、太平洋岸に津波発生津波最大 40.4m 福島第 1 原発事故発生
2011年(平成 23.3.15)	静岡県東部地震 (M6.4)、甲府で震度 4
2012年(平成 24.1.28)	県東部・富士五湖を震源とした地震 (M5.4)

出典：甲州市地域防災計画



平成 26 年 雪害



平成 26 年 雪害



令和元年 台風19号

## 2 リスクシナリオを考える際の前提となる災害の想定

山梨県は、他県に比べて災害が少ない地域であるとの認識を持たれています。しかし、過去の災害歴をみて分かるように、ひとたび風水害や地震等が発生した場合、死者や重軽傷者、家屋の被害等が発生します。これらの災害によって市民の生命や財産が脅かされることのないように、リスクシナリオを考える際の前提として、本市では以下の自然災害を想定します。

### ■ 想定される自然災害

災害の種類	想定する規模等	本市の災害特性
大規模地震	M7～8程度、最大震度7を想定 (曾根丘陵を震源とする地震の最大震度想定に基づく)	市内全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定	日川、重川、鬢櫛川、笛吹川等の氾濫、山間部の土砂災害
暴風雪	記録的な暴風雪による大規模雪害を想定	市内全域における人的被害及び家屋等の被害
暴風災害	記録的な暴風による被害	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等
火山噴火災害	富士山の噴火による火山灰での被害	火山灰によるインフラへの被害、健康被害
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害	上記の複合災害

### 3 起きてはならない最悪の事態の設定

国の制定する国土強靱化計画においては、政府が行っている取り組みを27の「起きてはならない事態」及び12の施策分野に対応させ、個々の「起こってはならない事態」を回避する観点から、また個々の施策分野における強靱化推進の観点から課題を確認するという方法で脆弱性の評価を行っています。

市では、「2. リスクシナリオを考える際の前提となる災害の想定」の自然災害を前提とした「事前に備えるべき目標」と独自に定めた「起きてはならない最悪の事態」について、国の12の重点化プログラムと整合性をとり、市として重点化すべき施策を次のように設定しました。

#### ■起きてはならない最悪の事態（網掛け部分は重点化施策）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1) 大規模地震等に伴う、住宅・建物等の複合的、大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2) 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	1-5) 火山噴火や火山噴火物の流出等による多数の死者の発生
	1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康。避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資、エネルギー供給の停止
	2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1) サプライチェーンの寸断、一極集中等による企業の生産力、経営執行力低下による競争力の低下
	4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失・損失
	6-4) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

#### 4 施策分野の設定

3で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、市の現状を踏まえて施策分野を設定しました。甲州市の国土強靱化施策分野は、国土強靱化基本計画と山梨県強靱化計画【改定版】（令和6年3月）を参考とし、下記の12の個別施策分野と6の横断的分野としました。

個別施策分野 ／横断的分野	分野	施策数
個別施策分野	①行政機能／警察・消防等／防災教育等	32
	②住宅・都市	6
	③保健医療・福祉	12
	④エネルギー	2
	⑤金融	0
	⑥情報通信	20
	⑦産業構造	3
	⑧交通・物流	18
	⑨農林水産	3
	⑩国土保全	14
	⑪環境	11
	⑫土地利用（国土利用）	1
横断的分野	㉠リスクコミュニケーション	3
	㉡人材育成	1
	㉢官民連携	1
	㉣老朽化対策	3
	㉤研究開発	0
	㉥デジタル活用	1

※施策数には、再掲を含む。

## 第4章 脆弱性の評価と推進方針

### 事前に備えるべき目標1

### あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 大規模地震等に伴う、住宅・建物等の複合的、大規模倒壊による多数の死傷者の発生

#### 脆弱性評価

- 公共施設には多くの人が集まるため、災害時に多くの犠牲者を出さないように、耐震性が十分でない施設や老朽化した建物の安全を確保しておく必要があります。
- 地震発生時に適切な避難行動をとるためには、地震時の危険地域を市民が把握しておく必要があります。
- 耐震性の低い避難路沿道建築物は、地震等で倒壊し避難路を塞ぐ恐れがあります。診断の結果、耐震性の低い避難路沿道建築物は、耐震改修工事を促す必要があります。
- 昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震性が低く地震発生時に倒壊する恐れがあるため、耐震化の促進を図る必要があります。
- 大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等により2次被害が発生する可能性があります。被災建築物の危険性の判定が速やかに行える体制を整えておく必要があります。
- 災害により住居を失った人のため、仮設住宅等の手配ができる体制を整えておく必要があります。
- 各家庭での家具の固定や飛散防止対策の普及を促進し、転倒物による負傷や避難路の閉塞により人的被害が拡大するのを防ぐ必要があります。
- ハザードマップの情報が市民に伝わっていないことで避難行動に遅れが発生する可能性があります。ハザードマップの情報を市民が随時入手できるようにする必要があります。
- 一人暮らし高齢者や障害を持つ人は災害時に迅速に避難行動ができない恐れがあります。自主防災組織の活用や避難訓練等を有効に活用し、支援体制を充実させる必要があります。
- 観光客や外国人などは災害時に避難場所や、日本語による避難誘導が分からないなど、避難行動に支障が出る可能性があります。災害時にも適切に対応できるよう対策を講じる必要があります。
- 自然災害発生時に速やかに防災無線での情報発信ができる、防災無線装置の更新や機器の点検等により、確実に発信できるよう整備しておく必要があります。
- 地形や豪雨等の気象条件により防災無線の音声が届きにくい可能性があるため、情報を補完する多重的な手段を講じておく必要があります。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策

●市は、市民に安心して公共施設を利用してもらえるように、耐震性が十分でない施設等、老朽化した建物の現状を早急に明らかにして安全性を確保していきます。

所管課

財政課

施策2

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策

●不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討していきます。

所管課

財政課

施策3

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策

●公共施設の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。

所管課

財政課

施策4

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策

●市は、県からの最新の知見に基づき、地震ハザードマップの継続的な改訂に取り組みます。令和8年度には、地震・洪水・土砂災害の各リスクの最新情報を一冊に集約した冊子を新規に作成し、市内全戸へ配布します。あわせて、本マップを活用した説明会等の周知啓発活動を推進し、住民の迅速かつ的確な避難行動への結び付けを図ります。

●高齢者世帯等への啓発活動の強化や器具設置支援し、各家庭での家具固定や室内安全対策の実施率を向上させ、自助を促進します。

重要業績指標  
(KPI)

●ハザードマップ（総合版）の配布率  
初期値：令和7年度：0% 目標値：100%（令和8年度末）

●マップを活用した啓発活動  
初期値：令和7年度：0件、令和12年度：10件以上

●高齢者・要配慮者世帯等への家具転倒防止器具等の設置支援件数  
初期値：令和7年度：0件、令和8年度：500件（5年間累計）

所管課

総務課

## 施策5

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避  
するための施策

●定住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行います。各種広報・啓発資料等の多言語化について、検討を図ります。

所管課

総務課

## 施策6

〔個別施策分野〕 ②住宅・都市

最悪の事態を回避  
するための施策

●市営住宅の安全性の確保・向上を図るために、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、これまで更新時期を経過した住宅の建替えや全面的改修工事、国の「社会資本整備総合交付金」を活用した外壁・防水改修工事を進めており、一定の成果が出ています。引き続き事業が未実施な建物と老朽化が進行する建物について、計画に基づいた建替えや、改善事業などを実施します。

所管課

建設課

## 施策7

〔個別施策分野〕 ②住宅・都市

最悪の事態を回避  
するための施策

●大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度に基づいて、速やかに判定実施本部を設置するとともに、県に対し被災建築物の判定活動を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施します。また、県の「応急危険度判定実施本部業務及び応急危険度判定コーディネーター研修会」に参加し、判定実施本部で活動するコーディネーターを増やしています。

所管課

建設課

## 施策8

〔個別施策分野〕 ②住宅・都市

最悪の事態を回避  
するための施策

●災害時における応急仮設住宅建設の提供については、応急仮設住宅の必要戸数や被災状況を勘案して、建設候補地の中から実際に応急仮設住宅の建設が可能な用地の情報などを的確に県に伝える等、県との協力体制を構築します。

所管課

建設課

施策8 [個別施策分野] ②住宅・都市	
最悪の事態を回避するための施策	●空き家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、今後も早期に助言又は指導を行います。
所管課	環境課

施策9 [個別施策分野] ③保健医療・福祉	
最悪の事態を回避するための施策	●避難行動要支援者名簿登録制度について、広報等で市民への周知を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録を勧めています。また、毎年、避難行動要支援者名簿登録の新規対象者に制度周知の通知を配布しています。今後も、地域住民と共に自主防災組織のあり方や避難訓練の実施等、普及啓発に努めます。今後は、制度該当者への継続的な登録の啓発、随時の名簿の更新作業について検討を行います。
重要業績指標 (KPI)	●避難行動要支援者名簿登録者数 初期値：令和7年度：－％ 目標値：令和12年度 80％ ●個別避難計画策定者数 初期値：令和7年度：－％ 目標値：令和12年度 対象者の50％
所管課	総務課

施策10 [個別施策分野] ⑥情報通信	
最悪の事態を回避するための施策	●市は、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム「ふれあいペンダント」の設置要件に該当する方（65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯で世帯員すべてが虚弱な方）は、申請により設置し、活用します。この機器は固定電話がないと利用できないこと、また緊急時の安否確認として隣近所に協力員を依頼しているが確保が困難であることについて、今後検討を図ります。
所管課	介護支援課

施策11		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハザードマップの冊子を、配布その他の適切な方法により提供するとともに、住民がハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を市ホームページに掲載します。令和8年度には、ハザードマップ冊子を見直し、地震ハザードマップも加えた新たな冊子化を計画しています。</li> <li>●市は、専門用語を避けた「やさしい日本語」や、具体的な避難行動の例示により、一人ひとりの適切な判断と早期避難を支援します。</li> <li>●防災無線の設備更新を行い、発信力の向上や機能強化を進めます。</li> <li>●市は、SNS、防災行政無線等、多様な伝達手段の確保や多言語化により、外国人や高齢者等へ迅速な避難情報を配信します。</li> </ul>	
重要業績指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災無線設備の更新 初期値：令和8年度：事業開始 目標値：令和12年度：更新完了</li> <li>●甲州市公式LINE登録者数 初期値：令和7年度（8月末）：1,485人 目標値：令和12年度：10,000人</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策12		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図ります。多言語に対応できる防災アプリ等の導入について検討を図ります。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策13		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、観光客や外国人など、状況把握が困難な層に対し、プッシュ型通知やSNSでの情報配信を強化し、早期避難を支援します。</li> <li>●市は、観光客や外国人向けの多言語版の避難マニュアルを作成し、主要観光施設や宿泊施設等と連携して迅速な避難誘導體制の構築を図ります。</li> </ul>	
所管課	総務課	

## 1-2) 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

- 広範囲にわたる大規模火災は、市の消防力だけでは対処できないことも考えられます。消防力の確保について、平時から対応策を講じておく必要があります。
- 林野火災は大規模火災になる可能性が高く、被害が拡大する恐れがあります。林野の防火対策を徹底していく必要があります。
- 一般家庭からの出火によって、大規模火災につながることも考えられます。一般家庭に対して火災時の対処方法を指導していく必要があります。
- 道路閉塞や消火栓の断水で消火困難となるため、代替水利の確保と消防団等による迅速な初期消火体制を構築する必要があります。
- 人口減少や少子高齢化に伴い地域の共助機能の低下により初期消火が困難なため、自主防災組織への支援を強め、地域全体の防災力を高める必要があります。
- 高齢者や障がい者、外国人への情報伝達が遅れ逃げ遅れが生じるため、多様な伝達手段、多言語化による避難誘導を強化する必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災等の災害発生時に、市の消防力だけでは対処できないと判断した場合には、山梨市及び笛吹市とあらかじめ締結している「山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」に基づき応援を要請し、被害の最小限度への防止に努めます。</li> <li>● 甲州市消防団では、水利情報の共有化や複数分団での合同訓練等を実施し、現場対応力の強化を図ります。</li> <li>● 自主防災組織への資機材整備の助成や実践的な消火訓練の実施を支援し、地域住民主体の初期消火体制と共助による防災力を強化します。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

#### 施策2

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市は、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進します。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>農林振興課</p>

施策3		〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市が所有する防火水槽等の消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材について、林野火災などの大規模火災にも対応できるよう、整備・確保に努めます。</li> </ul>	
重要業績指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防水利（防火水槽の新設） 初期値：令和7年度：2基 目標値：令和12年度末：新設6箇所（累計）</li> <li>●消防車両の更新 初期値：令和7年度：1台 目標値：令和12年度末：3台（累計）</li> <li>●上下小田原地区 消火栓用資機材の新設 初期値：令和7年度：0件 目標値：令和12年度末：100%</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策4		〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、冬季間の乾燥注意報発令時、消防団夜警活動実施時等には横断幕、広報、ポスター、防災無線等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図ります。</li> </ul>	
重要業績指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防団による火災予防啓発活動 初期値：令和7年度：3回 （春・秋火災予防週間、およっちょい祭り） 目標値：令和12年度：年間4回以上</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策5		〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請します。今後、発災後の出動要請までを想定した訓練の実施を検討します。</li> </ul>	
所管課	総務課	

## 施策6

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、市民に対して初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加の促進を図ります。また、春・秋の火災予防週間に、消防団と連携した火災予防の周知啓発を今後も実施します。今後は、実践的な訓練の維持について検討します。
所管課	総務課

## 施策7

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、市広報誌や自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具や消火用水の使用法、及び防火思想の啓発を図ります。また、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導します。
所管課	総務課

## 施策8

〔個別施策分野〕 ②住宅・都市

最悪の事態を回避するための施策	●災害時における民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の提供についての協力体制を推進します。該当する住宅には、耐震性やバリアフリー対応が求められるため、協定を結ぶなど事前準備を図ります。
所管課	建設課

**1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）**

脆弱性評価

- 過去の浸水経験の少なさから、避難情報を過小評価する傾向があるため、リスクを正しく認識しておく必要があります。
- 最新の河川調査や降雨想定に基づく浸水区域の把握や周知が不十分であり、住民が危険性を誤認する恐れがあるため、情報を更新しておく必要があります。
- 学校や高齢者施設等の要配慮者利用施設において、急激な浸水に備えた避難体制の整備や、実効性のある避難確保計画を策定する必要がある。
- 近年の日本は集中豪雨が多発しており、本市においても豪雨発生時に笛吹川が氾濫するなど洪水が発生する恐れがあります。日ごろから河川管理を適正に進めていく必要があります。
- 洪水などの災害発生時には市民に迅速に情報を伝達しなければなりません。雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制を整備するなど、情報収集と連絡方法について体制を整えておく必要があります。
- 災害時に迅速な避難を行うために、ハザードマップを利用し、市民が住んでいる場所の災害の危険性を把握しておく必要があります。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電柱等への浸水深表示の設置による住民の空間的な危険認識の取り組みの検討や、実際の避難経路を歩く現地確認型の訓練などにより住民の危機意識を定着させます。</li> <li>●最新の浸水想定区域図に基づくハザードマップを全戸配布し、住民説明会や浸水を想定した避難訓練の開催などを通じて、住民の避難意識を向上させます。</li> <li>●学校や高齢者施設等に対し、避難確保計画の実情に合わせた改定や実戦的な避難訓練の実施を支援します。</li> <li>●市は、市広報誌や自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して、ハザードマップの確認と早期避難の重要性を啓発します。</li> <li>●市は、区や自主防災会に対して、救助資機材の整備や実戦的な避難誘導訓練の支援を行い、浸水時の対応能力の強化を図ります。</li> </ul>
<p>重要業績指標 (KPI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハザードマップ（総合版）の配布率 初期値：令和7年度：0% 目標値：令和8年度末：100%</li> <li>●マップを活用した啓発活動 初期値：令和7年度：0件、令和12年度：10件以上</li> <li>●マップを活用した自主防災会での防災訓練 初期値：令和7年度；0件、令和12年度：20件（5年間累計）</li> <li>●洪水等浸水想定区域内 要配慮者利用施設での避難訓練支援 初期値：令和7年度：0件、令和12年度：各施設年1回以上</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策2

〔個別施策分野〕 ⑥情報通信

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策3		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制及び関係団体との連絡体制の確立を図ります。また、収集したデータの庁内でのリアルタイムな共有化を図ります。これらにより、災害時でも途絶しない強靱な情報収集インフラを整備します。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策4		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、水防法第14条の規定に基づき、洪水により相当な被害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域を住民に周知させるためにハザードマップを公表しており、今後は、最新のハザードマップへの更新を図ります。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策5		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、水防法第14条の規定に基づき、洪水により相当な被害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域を住民に周知させるためにハザードマップを公表しており、今後は、最新のハザードマップへの更新を図ります。</li> </ul>	
所管課	建設課	

施策6		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、防災週間や防災関連行事等を通じて、市民に対して水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、その危険性を周知し、普及啓発を図ります。また、地域住民の避難行動計画（マイ・タイムライン）作成を促進するため、個別相談会や出前講座を強化し、避難の経路やタイミングの理解を深めます。</li> </ul>	
所管課	総務課	

## 施策7

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●市は、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、河川改修など適正な管理を進めます。特に、市の管理する河川及び水路については、市が地元住民と協議を行い、計画的に改修・補修等を実施します。
重要業績指標 (KPI)	●河川・水路の整備箇所 初期値 令和3～7年度 78箇所 目標値 令和8～12年度 100箇所
所管課	建設課

## 施策8

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●雨水排水などについては、宅地や道路への浸水を防止するために継続的な整備に努めます。
所管課	建設課

## 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

- 大規模な土砂災害等によって、広範囲にわたる山地・森林の崩壊、林道の寸断等が発生すると、長きにわたって都市機能が麻痺する恐れがあります。市は崩壊等の可能性のある山地の治山事業を推進するなど、山地災害を防ぐための手立てを日ごろから講じておく必要があります。
- 土砂災害による山地の荒廃は、二次災害を引き起こす可能性があります。市は二次災害によって市民の生命が危険にさらされることの無いよう、土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等が発生する可能性がある地域を明らかにして、速やかに市民に注意喚起を行う必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1 [個別施策分野] ⑨農林水産

最悪の事態を回避するための施策	●市は、県関係機関と連携し、災害に対する農地保全事業を推進します。
所管課	農林振興課

#### 施策2 [個別施策分野] ⑨農林水産

最悪の事態を回避するための施策	●森林整備事業による、防災対策推進のため、甲州市森林整備計画に搭載されている林道の整備を実施していきます。
所管課	農林振興課

#### 施策3 [個別施策分野] ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●市は、老朽化した橋梁等の林道施設の補修、長寿命化及び機能強化を図ります。
所管課	農林振興課

#### 施策4 [個別施策分野] ⑥情報通信

最悪の事態を回避するための施策	●市は、県関係機関と連携し、災害に対する農地保全事業を推進します。
所管課	建設課

施策5		〔個別施策分野〕 ⑩国土保全
最悪の事態を回避するための施策	●市は、集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を実施します。	
所管課	農林振興課	

施策6		〔個別施策分野〕 ⑩国土保全
最悪の事態を回避するための施策	●市は、福祉施設、医療機関、幼稚園、保育所、保育園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施します。特に、緊要性の高いエリアにおける治山施設の整備・強化は、県や国と連携して迅速に対策します。	
所管課	総務課	

施策7		〔個別施策分野〕 ⑩国土保全
最悪の事態を回避するための施策	●市は、山崩れを起こした崩壊地、浸食や異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図ります。	
所管課	農林振興課	

施策8		〔個別施策分野〕 ⑩国土保全
最悪の事態を回避するための施策	●市は、県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止のため、治山の取り組みを推進します。	
所管課	農林振興課	

施策9		〔個別施策分野〕 ⑩国土保全
最悪の事態を回避するための施策	●市は、県関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。	
所管課	建設課	

## 施策10

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●市は、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して砂防事業の実施を要請していきます。
所管課	農林振興課

## 施策11

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導します。
所管課	建設課

## 施策12

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●近年、自然災害による土地被害が多数発生していますが、地籍調査が復旧に際し役立つことから、山間部においても継続し調査を実施していきます。
所管課	財政課

## 1-5) 火山噴火や火山噴火物の流出等による多数の死者の発生

### 脆弱性評価

- 富士山火山による降灰は、健康、交通、ライフライン、建造物、給水等、広範囲に被害を及ぼします。市は、降灰による被害から早期復旧を行うための対策を講じる必要があります。また「富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書」により、富士山噴火時に山中湖村に広域避難の必要が生じた場合、一時集結地・受入避難所の開設準備を行うなど、受け入れが迅速かつ適切に行われるように努める必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 富士山噴火時に山中湖村に広域避難の必要が生じた場合、市は「富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書」に基づき、広域避難対象者を把握し、一時集結地・受入避難所の開設準備を行い、収容可能数の状況把握・調整を行った上で、受け入れを迅速かつ適切に行うように努めます。

所管課

総務課

#### 施策2

〔個別施策分野〕⑩国土保全

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 富士山火山による降灰は、健康、交通、ライフライン、建造物、給水等、広範囲に被害が及ぶとされています。市は、各防災機関や地域の自主防災組織と連携をとり、住民への周知啓発等、火山災害に対する取り組みを地域全体で強化していきます。
- 地域防災計画の次回の改訂時に「富士山噴火と降灰に対応した備蓄品や火山灰の仮置き場の確保等、災害予防計画の策定」を行います。
- 市は、火山灰対策用の防塵マスクやゴーグルなどを計画的に備蓄し、降灰による健康被害と生活混乱を防ぎます。

所管課

総務課

#### 施策3

〔個別施策分野〕⑪環境

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 富士山火山による降灰は、健康、交通、ライフライン、建造物、給水等、広範囲に被害が及ぶとされています。市は、各防災機関や地域の自主防災組織と連携をとり、住民への周知啓発等、火山災害に対する取り組みを地域全体で強化していきます。また、地域防災計画の次回の改訂時に「富士山噴火と降灰に対応した災害予防計画の策定」を行います。

所管課

環境課

## 1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

- 大雪時には、市の除雪体制により、交通確保に努める必要があります。
- 大雪時には交通が麻痺することにより、水や食料等の入手が困難になることが予想されます。市は備蓄に努めることはもちろんのこと、市民に対しても家庭での備蓄を呼び掛けるなど、家庭で行える予防・安全対策の普及・啓発に努める必要があります。
- 大雪によって雪崩が発生する可能性のある地域については、日ごろからその危険性を周知し、注意喚起に努める必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施します。今後は、様々な状況下での災害対策本部構築等について整備を図ります。

所管課

総務課

#### 施策2

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 除雪体制については、国道、県道、市道は無雪化を理想とし、道路管理者ごとに幹線道路の除雪を行うとともに細部計画を樹立し、交通確保のための体制を整えます。特に市道については、甲州市災害対策協議会及び関係機関の協力のもとに、安心安全な交通確保を図ります。

所管課

建設課

#### 施策3

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請します。孤立リスクの高い集落における、ヘリ輸送を想定した物資備蓄場所や住民への情報伝達手段の確認・整備を進め、災害対応能力の向上を図ります。

所管課

総務課

#### 施策4

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●市は、豪雪時においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう努めます。また、今後は、除雪の優先順位付けと作業の効率化を図ります。
所管課	総務課

#### 施策5

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●市は、住民に対し、広報やCATV番組、市のウェブサイトを通じて、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図ります。今後は、多様な広報手段を展開するとともに、降積雪時行動案内資料の作成、全戸配布や出前講座等を通じて、実践的知識の向上を図ります。
所管課	総務課

#### 施策6

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、防災無線、市ウェブサイト、メール等を通じて、市民や事業者に必要な注意等を行うとともに、市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら対策を図ります。
所管課	総務課

事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康。避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

脆弱性評価

- 災害時に自衛隊、警察、消防、海保等救助救急組織の初動の遅れが発生した場合において、住民同士の助け合いを基礎として活動する。また、市内もしくは近隣自治体との協同を行い、必要な救助・救急、医療活動を提供する。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害に強い安全・安心な地域をつくるために、自主防災組織の充実並びに強化の支援、また消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域防災力の一層の強化を図るとともに、組織の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。
所管課	総務課

施策2

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めます。特に9月には重点的に、防災訓練への参加や防災意識の醸成のために広報活動を行います。
所管課	総務課

施策3

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●非常持ち出し品の用意や、みんなで助け合って避難する自助・共助の意識をもつように市民意識の醸成に努めます。また、自主防災組織に対し甲州市自主防災組織資機材整備費補助金を交付し、地域の防災対策の推進を図っています。
所管課	総務課

施策4		〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉
最悪の事態を回避するための施策	●市は、住民同士の自助、共助の能力を高めるため、食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策、そして、甲州市自主防災組織資機材整備費補助金の対象資機材の拡大等の施策を推進します。	
所管課	総務課	

施策5		〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉
最悪の事態を回避するための施策	●市は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮します。	
所管課	福祉総合支援課	

施策6		〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等
最悪の事態を回避するための施策	●市は、幼児、児童・生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図ります。また、防災訓練における市と学校の連携について検討を図ります。	
所管課	教育総務課	

施策7		〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉
最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発します。また、各行政区・自主防災会での地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定を推進し、災害発生時に共助機能が発揮できる体制構築を進める。	
所管課	介護支援課	



### 施策3

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

最悪の事態を回避するための施策	●市は、市医師会及び市薬剤師会に対して協定に基づき医療救護班の派遣を要請します。上記にかかわらず、市が設置する緊急医療救護所への派遣については、市と市医師会及び市薬剤師会間で定めた内容により参集します。
所管課	健康増進課

### 施策4

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

最悪の事態を回避するための施策	●災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者及び乳幼児、妊産婦、寝たきりの高齢者、障害児者等の要配慮者の対応については、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び令和7年度に見直した「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき医療救護活動を行います。
所管課	健康増進課

### 施策5

〔横断的分野〕 ④リスクコミュニケーション

最悪の事態を回避するための施策	●市は、市医師会等からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合は、速やかに地区医療救護対策本部（保健所）を通じ県医療救護対策本部（医務課）へ医療救護班の派遣を要請します。
所管課	健康増進課

### 施策6

〔横断的分野〕 ④リスクコミュニケーション

最悪の事態を回避するための施策	●医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療救護スタッフの派遣を行います。
所管課	健康増進課

## 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### 脆弱性評価

- 観光客、通勤者、通学者、出張者など、災害時には市の想定を上回る被災者が発生する可能性があります。避難者の増加に備えて、避難所や水、食料等の供給体制を整備しておく必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、避難所として、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか又は比較的容易に搬入給食し得る場所を、可能な限り選定します。既存の避難所については、給食機能を持たない施設への簡易調理設備の導入を検討し、搬入給食だけでなく自立的な給食供給能力を向上させます。地域住民による炊き出し訓練の実施を支援し、災害時の各避難所の機能の向上を図ります。
- 市は、観光客や帰宅困難者の迅速な保護を図るため、避難誘導マニュアルを策定し、安全な誘導體制を構築します。
- 市は、観光客や帰宅困難者のための一時避難施設及び食料等の備蓄を確保します。
- 市は、観光施設や宿泊業者と協力し、一時滞在施設の提供協定を締結することで、帰宅困難者の安全確保と物資供給の拠点を拡充します。
- 市は、県、近隣市町村と連携し、観光客や県外への帰宅者の安全な帰宅ルートの確保等についての検討を行います。

#### 重要業績指標 (KPI)

- 観光施設や宿泊業者と協力し、一時滞在施設の協定締結  
初期値：令和7年度：0回  
目標値：令和12年度：1社以上
- 観光客等の帰宅困難者の避難誘導マニュアルの策定  
初期値：令和7年度：0%  
目標値：令和12年度：100%（策定済）
- 観光客等の帰宅困難者の避難誘導の訓練  
初期値：令和7年度：0回  
目標値：令和12年度：年1回以上

#### 所管課

総務課

## 施策2

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、避難所施設の老朽化、人口動態の変動等の事情を鑑み、施設の現状とリスクを定量的に評価し、地域別・災害種別の避難ニーズに基づいて避難所の見直しを適宜図ります。
所管課	総務課

## 施策3

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、市役所本庁舎、勝沼支所、大和支所で資機材、物資等を備蓄します。また、災害時に速やかな物資の供給が実施できるよう、避難場所指定施設等への分散備蓄の推進と実効性の検証を行います。また、地域住民と自主防災組織の協力体制の強化を促進し、備蓄品の定期的な在庫管理（賞味期限確認、入れ替え）や緊急時の配布訓練を実施して、運用体制の実効性を向上させます。
所管課	総務課

## 施策4

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●広域避難計画の策定を進め、避難者の流れや輸送手段、生活支援の責任分担を明確にします。その計画に基づき、市営住宅の提供可能戸数、利用期間、入居後の生活サポートに関する具体的な運用マニュアルを作成します。
所管課	総務課

## 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資、エネルギー供給の停止

### 脆弱性評価

- 災害時に避難者に供給する食料や水等の確保は、必要数量を把握し、調達先、調達数量、輸送方法等について事前に把握し、災害時に供給が滞ることがないように努める必要があります。
- 地震や浸水で主要な道路が寸断され、物流トラックが止まり、市内へ食料などが届かなくなる事態を防ぐ必要がある。
- 浸水や孤立により、在宅避難者が外部からの食料支援を受けられず、家庭内備蓄の不足が健康被害に直結するリスクを解消する必要がある。
- 避難所に登録されない車中泊避難者の所在が把握できず、食料配布の対象から漏れて、供給が極端に停滞する恐れを改善する必要がある。
- 高齢者向けの介護食、アレルギー対応食や乳幼児用のミルクなど、特定の配慮が必要な人への専用食料が不足する事態を想定し備える必要がある。
- 大規模災害時には公的備蓄の不足や配布に時間を要する可能性があるため、各家庭での日常的な買い置きを促進し、食料の自己確保を促す必要がある。
- 災害時には道路の冠水や路肩・法面の崩落等、通行上の危険が発生する可能性があります。そのような際には、適切な道路通行規制を行い、市民の安全確保に努める必要があります。
- 災害時に交通網が寸断されることにより、避難行動に支障が出たり、食料などの必要物資が届かないなどの影響が生じる可能性があります。道路管理を徹底し、防災上重要な箇所や補修が必要な箇所について、適切な防災対策を行う必要があります。
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、災害時に特に支援が必要な人たちに適切な支援が行えるよう日頃から体制を整えておく必要があります。
- 災害時には、停電や断水などライフラインが寸断される可能性があり、市民の避難所生活が長期化する恐れがあります。事前に災害予防措置を講じておく必要があります。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など）を支援する各地区民生委員や庁内の体制を整え、有効な運用に努めます。</li> <li>●市は、個別避難計画の策定を加速し、地域住民や福祉専門職と連携した実効性の高い「共助」による安否確認・避難体制を確立します。</li> <li>●市は、在宅の要支援者へ必要な物資を確実に届けるため、福祉事業者と連携した個別配送や情報共有のための体制を構築します。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策2

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時応援協定を結んでいる事業者や、市内の医療機関、薬局、福祉施設等と連携し、アレルギー対応、要介護者、乳幼児など特別な配慮を要する人向けの食品等の特別食の備蓄割合の引き上げや緊急時の調達ルート確保を進めます。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策3

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、建設業者と物流業者の合同訓練を通じ、物資輸送路を最優先で復旧させる「道路啓開」の連携体制を確立し、物流を維持します。</li> <li>●市は、国や県、近隣自治体と連携し、市外からの孤立を防ぎ、救援物資と応援職員の受け入れるアクセス路を確保します。</li> <li>●市は、国、県や民間事業者と連携し、主要道路等の寸断に備え、ヘリやドローン等の新たな手段を含む、空からの緊急輸送ルート確保に取り組めます。</li> <li>●市は、被災状況をリアルタイムで発信する体制を築き、物流業者が寸断箇所を回避して確実に物資を届けられる環境を整備します。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策4		[個別施策分野] ⑧交通・物流
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、配慮が必要な層や家族に対し、個々の状況に合わせた専用食料の家庭備蓄を啓発し、災害時の健康維持と自助力向上を図ります。</li> <li>●市は、家庭内備蓄の重要性を啓発し、ローリングストックの実践率を高めることで、災害直後の食料確保を確実なものにします。</li> <li>●市は、「在宅避難者」や「車中泊避難者」などの分散避難者数を把握するための情報収集体制を構築し、漏れのない食料供給を確保します。</li> <li>●市は、食品の供給にあたっては「山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めます。</li> </ul>	
重要業績指標（KPI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分散避難者情報の登録・集計システムの導入率 初期値：令和7年度：% 目標値：令和12年度 100%</li> <li>●：避難所以外への食料供給が必要な箇所の把握時間 初期値：令和7年度：% 目標値：発災から12時間以内</li> <li>●車中泊避難者専用の物資受け取り拠点（ST）の設置数 初期値：令和7年度：0箇所 目標値：令和12年度</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策5		[個別施策分野] ⑧交通・物流
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、被災者及び災害応急業務の従事者への食料として、市で備蓄するアルファ米、飲料水等を速やかに供給します。</li> <li>●備蓄目標数量の再点検と、災害対応に必要な物資の更なる拡充を行います。特にアレルギー対応、要介護者、乳幼児など特別な配慮を要する人向けの食品の備蓄割合を引き上げます。</li> <li>●地域住民や自主防災組織と連携した「自助・共助」の備蓄推進を啓発し、市備蓄と合わせた地域全体の食料確保体制を強化します また、備蓄品の運搬、配給訓練を定期的実施し、実効性の向上を図ります。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策6 [個別施策分野] ⑧交通・物流	
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施します。被災施設が複数ある場合の対応策について検討を進めます。</li> </ul>
所管課	上下水道課

施策7 [個別施策分野] ⑧交通・物流	
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、主要道路の寸断に備え、協定締結事業者の店舗在庫を優先活用する仕組みを構築し、地域内での迅速な物資供給を確保できるよう努めます。</li> <li>●市は、建設業者と物流業者の連携を強化し、災害時の緊急輸送路を優先的に復旧させ、物資供給ルートを迅速に確保する体制を築きます。</li> <li>●食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めます。</li> <li>●市は、有事の際のより迅速かつ円滑な連携が期待でき、施策の維持と強化に繋がるため協定締結企業と連携した防災訓練や説明会を定期的実施します。</li> </ul>
重要業績指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時協定事業者との協定内容の確認 初期値：令和7年度：0回 目標値：令和12年度：協定事業所の50%と年1回 (2年に1回の見直し)</li> <li>●複数分野の協定事業所との合同連携訓練の実施 初期値：令和7年度：0回 目標値：令和12年度 年1回以上</li> </ul>
所管課	総務課

## 施策8

〔横断的分野〕 ④リスクコミュニケーション

最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県や関係機関との協力体制をさらに強化し、協定に基づく具体的な訓練を定期的に実施します。また、支援物資の受入・仕分け・配送を行う体制の確立と訓練に重点を置きます。そして、備蓄物資については、要配慮者のニーズに対応した多様な品目と量の拡充を図るとともに、民間協定先との連携を密にし、迅速な調達が可能な仕組みを構築・維持します。</li> </ul>
重要業績指標（KPI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、乳幼児等の要配慮者向け備蓄食料 初期値：令和7年度：－ 目標値：令和12年度：要配慮者の避難想定者の3日分</li> </ul>
所管課	総務課

## 施策9

〔横断的分野〕 ⑤老朽化対策

最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路管理者は、関連計画に基づき、緊急輸送路等の橋梁、トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進を図ります。</li> </ul>
所管課	建設課

## 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

### 脆弱性評価

- 本市には観光客が多く訪れるため、災害時には、帰宅困難になる観光客が多く発生することが予想されます。観光客への適切な避難誘導、避難所の提供等、日ごろから情報提供体制作りにも努めていく必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑥情報通信

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に密接な連携をとりつつ、市ホームページや市公式ライン等での情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努めます。

所管課

市民課

## 2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 脆弱性評価

- 集落の状況によっては、災害時に交通網が寸断され孤立する可能性があります。孤立する恐れのある集落を把握し、救援体制の構築を事前に行っておく必要があります。
- 災害時には、道路の陥没や倒木などによって交通機能が長期に渡って機能不全に陥る可能性があります。日ごろから道路管理に努め、災害時にも交通機能が維持できる体制を強化しておく必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

[個別施策分野] ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 通信手段の多層化と運用体制の強化:孤立予想地区の優先度と実情に応じた衛星携帯電話の計画的増設・更新を進めるとともに、デジタル簡易無線など複数の通信手段を組み合わせる多層化を図ります。また、機器の操作・点検マニュアルを整備し、住民や自治会による定期的な点検・訓練を義務化することで、実効性の高い運用体制を確立します。
- 市は、陸路寸断時に備え、ヘリやドローンを活用した空路による、孤立地区への供給体制を整えます。
- 市は、自主防災組織と合同で孤立想定訓練を実施し、住民同士の安否確認や共助による避難運営能力を向上させ、孤立に強い地域を作ります。

所管課

総務課

#### 施策2

[個別施策分野] ⑧交通・物流

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 道路管理者は、道路の冠水や路肩・法面等の崩壊による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めます。また、今後は現在実施している住民参加型の情報提供体制を推進していきます。

所管課

建設課

### 施策3

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●道路管理者は、防災点検を定期的を実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施します。
所管課	建設課

### 施策4

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●道路管理者は、エリア状況に合わせた防災戦略の強化、防災意識向上の為の啓発活動、避難・誘導體制の強化の上で、道路点検等で対応が必要とされた箇所（区間）について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策を実施します。
所管課	建設課

### 施策5

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避するための施策	●道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて適正な通行規制等の措置を行います。
所管課	建設課

## 2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 脆弱性評価

- ・災害時には疫病、感染症等の蔓延が懸念されます。スペースの限られた避難所においても、避難者どうしの間隔を取る、アルコール消毒を適宜実施するなど、感染症拡大予防に努める必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延の防止に必要があると認めるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、知事の指示に従って措置を実施します。また、甲州市新型インフルエンザ等行動計画は、令和8年6月に改訂を行う予定である。

所管課

健康増進課

#### 施策2

〔個別施策分野〕 ③保健医療・福祉

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、甲州市メール（メール配信サービス）、甲州市公式ライン、CATV等による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行います。

所管課

健康増進課

## 事前に備えるべき目標3

### 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の対応のため、市職員が長期間市庁舎に宿泊・滞在することが想定されます。職員の飲料水・食料の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの準備体制を業務継続の観点から構築する必要があります。</li> <li>●市庁舎等の機能不全は、市民生活の回復に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。代替機能の構築、情報システムの機能維持等、業務継続計画の策定・見直しが必要となります。</li> </ul>
-------	--

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、業務継続の観点に立ち、災害時の対応のために市庁舎に長期間宿泊・滞在する職員のため、飲料水・食料の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの準備を行います。
所管課	総務課

##### 施策2

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、ライフライン管理者に協力し、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、必要な対策の推進に努めます。また、協定に基づいて、具体的な協力内容と手順について協議を進めます。
所管課	総務課

##### 施策3

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市庁舎等が被災し、機能不全に陥ることによる市民生活の回復の遅れを発生させないため、大規模災害時においても必要な機能を維持する代替機能の構築や情報システムの機能維持等の業務継続体制を構築する、業務継続計画の策定を進めます。
所管課	総務課

## 施策4

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避  
するための施策

- 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うとともに、市民への情報提供を行います。
- 市は、庁舎被災やインフラ途絶に備え、クラウド活用と電源・通信の多重化を図り、代替拠点でも重要業務を継続できる体制を整えます
- 市は、職員の参集困難を想定し、テレワークによる業務継続体制の整備や、近隣自治体との相互応援による人員確保を推進します。
- 市は、全職員参加のBCP訓練を定期実施し、災害時の優先業務を明確にすることで、限られたリソースでの行政機能維持を図ります。

所管課

総務課

## 施策5

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避  
するための施策

- 市は、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行います。

所管課

建設課

## 施策6

〔個別施策分野〕 ⑧交通・物流

最悪の事態を回避  
するための施策

- 市は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施します。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請します。

所管課

市民課

## 事前に備えるべき目標4

### 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 4-1) サプライチェーンの寸断、一極集中等による企業の生産力、経営執行力低下による国際競争力の低下

##### 脆弱性評価

- ・災害時には、社員の通勤手段が確保できないことや、設備故障が発生するなど、企業活動の継続が困難になることが考えられます。各企業においては、災害時に重要業務を継続できるよう、日ごろから事業継続計画（BCP）を策定するなど、防災活動の推進に努める必要があります。

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑦産業構造

##### 最悪の事態を回避するための施策

- 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、また「事業継続力強化支援計画」策定に対する市商工会の支援、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じ、防災活動の推進に努めます。

所管課

商工観光課

## 4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模 拡散・流出

### 脆弱性評価

- 災害時には、停電や断水などライフラインが寸断される可能性があり、市民の避難所生活が長期化する恐れがあります。事前に災害予防措置を講じておく必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、ライフライン管理者に協力し、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、必要な対策の推進に努めます。また、協定に基づいて、具体的な協力内容と手順について協議を進めます。
所管課	総務課

### 4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 脆弱性評価

- 災害によって農地・森林等の荒廃が発生し、それが長期化することによって被害が拡大することが予想されます。農業用ため池等の整備を日ごろから行っておく必要があります。
- 台風や集中豪雨などによって、農地の浸水による被害が想定されます。農業排水施設の老朽化対策等の対応が求められます。

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑨農林水産

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 樹園地や畑作地帯など、急傾斜または特殊土壌地帯の整備を推進し、降雨による土壌の流出や崩壊の防止に努めます。

所管課

農林振興課

##### 施策2

〔横断的分野〕 ⑩老朽化対策

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 決壊の危険が想定されるため池については、周辺地域の市民を中心に情報提供を行います。また、県との情報連絡体制や管理体制の強化について調整を行います。

所管課

農林振興課

##### 施策3

〔横断的分野〕 ⑩老朽化対策

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行います。

所管課

農林振興課



#### 4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

##### 脆弱性評価

- ため池、ダムなどの損壊が発生した際には被害の拡大や二次災害が発生する可能性があります。市は日ごろから施設の点検を行い、維持管理に努める必要があります。

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●市は、定期的のため池の調査を実施し、危険と判断されるため池が発見された場合には、速やかに県に報告を行います。施設の確認や柵などの改修を定期的に行い、補修が必要な箇所は補修を行います。
所管課	農林振興課

##### 施策2

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●山林の荒廃による保水能力の低下などにより、豪雨災害時の危険箇所が増加していることから、森林地域の適正管理を積極的に推進していきます。
所管課	農林振興課

##### 施策3

〔個別施策分野〕 ⑫土地利用（国土利用）

最悪の事態を回避するための施策	●市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとります。
所管課	農林振興課

事前に備えるべき目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

- 災害時には、電話の寸断や回線の集中によるつながりにくさ等が発生する可能性があります。非常時にも必要な連絡が取れるよう、体制を整備する必要があります。
- 防災行政無線は、市民に災害情報を伝える重要な手段です。災害時に通信設備が機能不全に陥らないよう、日ごろから点検・整備に努める必要があります。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔個別施策分野〕 ⑥情報通信

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害等により孤立地区が発生し通常の通信手段が不可となったとき、市は衛星携帯電話を活用し、通信連絡手段の確保に努めます。</li> <li>●衛星携帯電話の配備数と保管場所の最適化を図り、特に広範囲の孤立に対応できるよう体制を強化します。</li> <li>●通信機器の陳腐化に対応するため、計画的な更新・導入を視野に入れ、多角的な通信手段（例：MCA 無線、ドローン通信）との複合的な活用を検討し、通信途絶リスクの低減に努めます。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策2

〔個別施策分野〕 ⑥情報通信

<p>最悪の事態を回避するための施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常の通信手段が使用不可になった場合に備えて、又は小中学校や孤立予想地区との連絡手段として衛星携帯電話の配備を検討します。</li> <li>●災害時には、電話回線が集中し、使用が困難になる状況が予想されます。そのため、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録し、また登録情報の適切な維持管理に努めます。</li> </ul>
<p>所管課</p>	<p>総務課</p>

施策3		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信	
最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害時における電話の集中又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、市防災行政無線を整備しています。また、防災行政無線の老朽化対策として、計画的な設備更新と財源確保に努めるとともに、防災情報伝達手段の多重化・複線化に向けて検討を進めます。	所管課	総務課

施策4		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信	
最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段としてホームページやSNS等を利用できるよう、平素から整備を図ります。また、情報発信訓練を防災訓練に組み込み、実践的な演習を通じて、体制の機能性を検証します。今後は、ウェブサイトやSNSが利用不能となった場合に備え、衛星電話やMCA無線などの代替通信手段を用いた情報発信の冗長性を確保し、情報通信インフラの強靱化に向けた検討を行います。	所管課	総務課

施策5		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信	
最悪の事態を回避するための施策	●災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、関東地方整備局、東山梨消防本部塩山消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信します。なお、県、消防本部との連絡手段は、専用の無線通信設備を確保しています。	所管課	総務課

施策6		〔個別施策分野〕 ⑥デジタル活用	
最悪の事態を回避するための施策	●市は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進します。また、県との協力体制をさらに強化し、映像情報を含む多種多様なデータの統合とリアルタイム共有を可能にするシステムの高度化を目指します。システムを最大限活用するため、情報収集・分析・共有に関する訓練を定期的実施し、関係機関との連携強化と職員のスキル向上を図ります。	所管課	総務課

施策7		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めます。</li> <li>●協定機関との間で、災害時における個人情報の取扱いと通信内容の標準化について、より詳細な運用ガイドラインの策定を検討します。</li> <li>●個人情報の保護に焦点を当てたシミュレーション訓練を実施し、職員の危機管理意識と対応能力を向上させます。また、多岐にわたる災害ケースを想定した通信訓練を継続的に実施します。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策8		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えます。また、代替通信手段の運用に係る訓練も実施します。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策9		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市では、本庁舎、勝沼庁舎及び大和庁舎に県防災行政無線局が設置されています。災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の定期的な実施や全職員向けのマニュアルの作成等を通して、円滑な運用体制の構築に努めます。</li> </ul>	
所管課	総務課	

施策10		〔個別施策分野〕 ⑥情報通信
最悪の事態を回避するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市では、峡東ケーブルネット株式会社及び勝沼CATV株式会社と災害時の広報に関する連携体制の確保について協議を図ります。</li> </ul>	
所管課	政策秘書課	

## 5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

### 脆弱性評価

- 災害時には、停電や断水などライフラインが寸断される可能性があり、市民の避難所生活が長期化する恐れがあります。事前に災害予防措置を講じておく必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、台風、豪雨、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施します。また、ライフライン事業者等との連携や実働訓練の実施により、災害発生時の情報伝達や復旧プロセスを検証して改善します。（再掲3-1）
所管課	総務課

#### 施策2

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

最悪の事態を回避するための施策	●市は、ライフライン管理者に協力し、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、必要な対策の推進に努めます。また、協定に基づいて、具体的な協力内容と手順について協議を進めます。（再掲3-1）
所管課	総務課

### 5-3) 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

#### 脆弱性評価

- 災害時には、停電や断水などライフラインが寸断される可能性があり、市民の避難所生活が長期化する恐れがあります。事前に災害予防措置を講じておく必要があります。(再掲5-2)

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

[個別施策分野] ④エネルギー

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、台風、豪雨、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施します。また、ライフライン事業者等との連携や実働訓練の実施により、災害発生時の情報伝達や復旧プロセスを検証して改善します。(再掲3-1)

所管課

総務課

##### 施策2

[個別施策分野] ④エネルギー

#### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、ライフライン管理者に協力し、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、必要な対策の推進に努めます。また、協定に基づいて、具体的な協力内容と手順について協議を進めます。(再掲3-1)

所管課

総務課

## 5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

### 脆弱性評価

- 災害時には上下水道の断絶等の被害が発生する可能性があります。災害時のし尿処理については、生活衛生の確保を最重要事項として対応に努める必要があります。
- 災害発生時には、市は上下水道、処理場等の点検調査を行い、迅速に修繕を行うなど機能確保に努める必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑩国土保全

最悪の事態を回避するための施策	●甲州市下水道災害行動マニュアルにより、被災後の速やかな対応が可能となるよう行動マニュアルを定めています。被災時は、早急に管路・マンホールポンプ・処理場の点検調査を行い、道路等への影響も調査のうえ、仮設トイレの設置対応や仮設ポンプ等の設置を行うなど、衛生面に対応した設備確保を行います。
所管課	上下水道課

#### 施策2

〔個別施策分野〕 ⑪環境

最悪の事態を回避するための施策	●発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定されます。その際に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対策を講じています。
所管課	環境課

事前に備えるべき目標6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

●被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図る必要があります。

最悪の事態を回避するための施策

施策1

〔横断的分野〕 ©官民連携

最悪の事態を回避するための施策	●被災地での被災状況を把握のうえ、市災害対策本部と協議し、市社会福祉協議会の協力の下、甲州市ボランティアセンターを設置します。今後は、ボランティアセンター設置基準等の整備を行います。
所管課	福祉総合支援課

## 6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 脆弱性評価

- 災害発生時は道路の寸断や災害廃棄物の置き場の不足など処理に長い期間を有する可能性があります。市は災害廃棄物の処理方法について、計画に基づいた対策を講じておく必要があります。
- 災害時にはごみ・し尿・災害廃棄物等が大量に発生し、衛生上の問題が発生する可能性があります。また感染症などの病気の蔓延も懸念されます。市は被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●災害廃棄物は十分に環境に配慮し処理を行います。特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払います。
所管課	環境課

#### 施策2

〔個別施策分野〕 ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●発災による道路の寸断、発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積します。また集積した災害廃棄物は計画的に処理施設へ搬入し処理を行います。災害廃棄物の仮置場を増加させています。
所管課	環境課

#### 施策3

〔個別施策分野〕 ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図ります。
所管課	環境課

#### 施策4

〔個別施策分野〕 ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行います。
所管課	環境課

**施策5** [個別施策分野] ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行います。
所管課	環境課

**施策6** [個別施策分野] ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●発災時の清掃業務は通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性を確保するように努めます。
所管課	環境課

**施策7** [個別施策分野] ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、早期に復旧・復興を果たすため、できる限りすみやかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとします。
所管課	環境課

**施策8** [個別施策分野] ①環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行います。
所管課	環境課

### 6-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失・損失

#### 脆弱性評価

- 災害時には、自らの身を守る自助、地域で助け合う共助が重要です。日ごろから市民が自発的に防災に関われる体制を構築しておく必要があります。
- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等は災害時に特に情報伝達や避難行動について配慮が必要になります。要配慮者に対する支援体制の強化が重要となります。

#### 最悪の事態を回避するための施策

##### 施策1

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

##### 最悪の事態を回避するための施策

- 「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区を単位に自主防災組織を組織します。

所管課

総務課

##### 施策2

〔個別施策分野〕①行政機能／警察・消防等／防災教育等

##### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、複合的な災害を視野に入れ、事前防災を進め、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう防災訓練を実施します。

所管課

総務課

##### 施策3

〔個別施策分野〕②住宅・都市

##### 最悪の事態を回避するための施策

- 多様な世代の世帯が集まって住むことにより、様々な交流が生まれ、防犯や災害時の助け合いにつながるように努めるとともに、活力のある行政区を中心としたコミュニティの形成を目指します。

所管課

総務課

##### 施策4

〔横断的分野〕⑧人材育成

##### 最悪の事態を回避するための施策

- 市は、防災士資格の取得支援等を通じ、各地区の自主防災組織の中核となる防災リーダーを養成し、活動を支援します。

所管課

総務課

## 6-4) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

### 脆弱性評価

- 原子力災害等により、市内の農作物等に対して風評被害が発生する可能性があります。風評被害に陥らないようモニタリング結果の公表など適切に対応する必要があります。

### 最悪の事態を回避するための施策

#### 施策1

〔個別施策分野〕 ⑦産業構造

最悪の事態を回避するための施策	●市は、県や報道機関等の協力を得て、災害等による風評被害の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表するなどし、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。
所管課	商工観光課

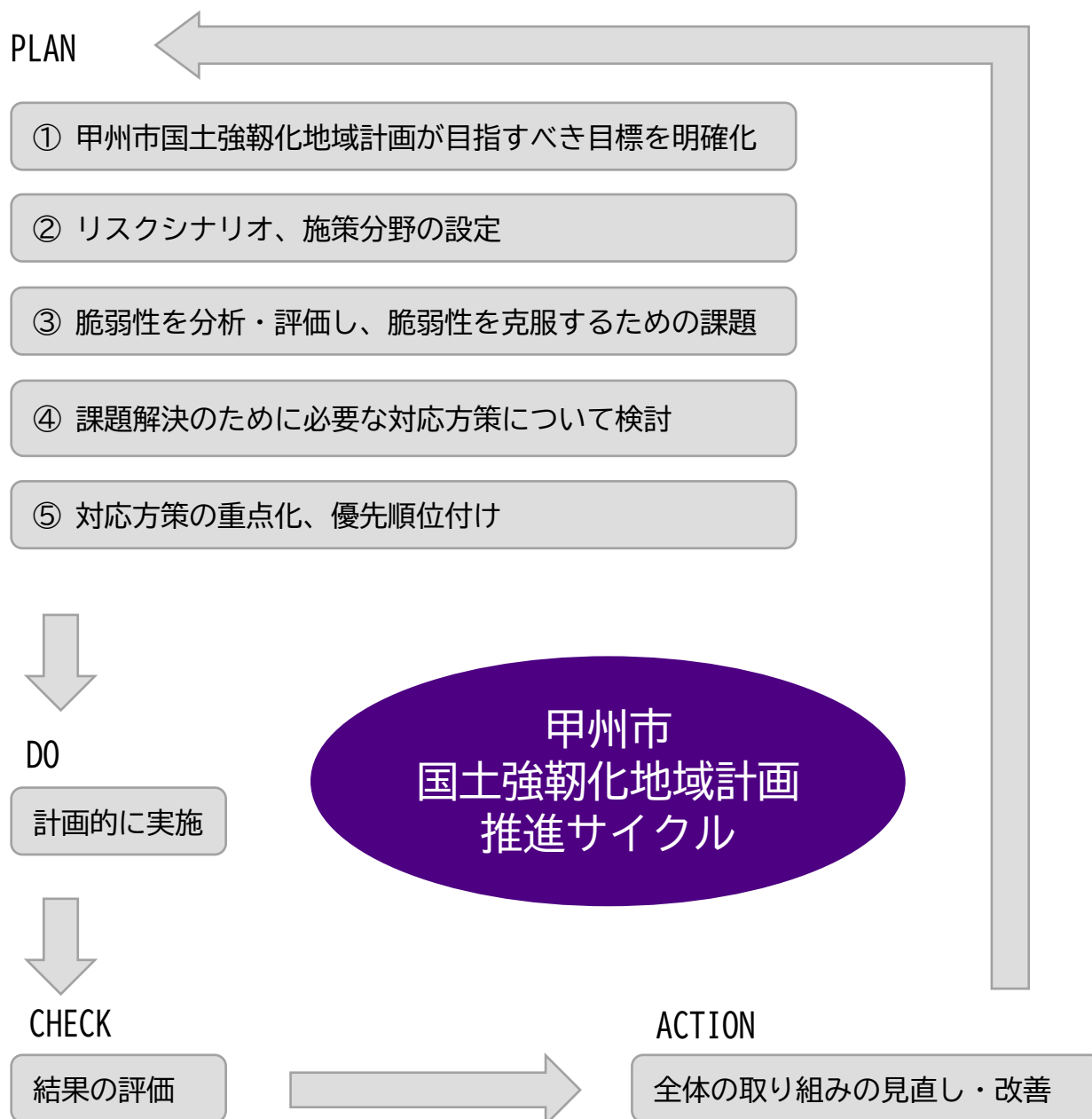
#### 施策2

〔個別施策分野〕 ⑪環境

最悪の事態を回避するための施策	●市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には市有の可搬型測定機器により測定を行います。
所管課	環境課

## 第5章 計画の推進と見直し

国土強靱化地域計画は、策定後にP D C Aサイクルを回して取り組みを推進していくことが重要です。国の定めるガイドラインでは、以下の手順に従って、計画の策定、取り組みの推進を行うことが求められています。



本計画は、上記に示すP D C Aサイクルを繰り返し、計画のチェックと見直しを随時行い、改善を重ねることで、強靱化の取り組みを有効的に推進していきます。

また、本計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針となる計画であることから、必要に応じて各分野別計画の所要の検討を行うなど、計画間の整合性を図っていきます。

## 付属資料

### ■指定避難所一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校体育館	甲州市塩山三日市場440-1	(0553) 33-2542
2	山梨県立産業技術短期大学校	甲州市塩山上於曾1308番地	—
3	塩山中学校体育館	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33-2143
4	塩山上粟生野体育館	甲州市塩山上粟生野133	—
5	松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷2	(0553) 33-3332
6	塩山南小学校体育館	甲州市塩山上於曾1017	(0553) 33-2151
7	塩山北小学校体育館	甲州市塩山千野3421	(0553) 33-2152
8	松里小学校体育館	甲州市塩山小屋敷1378	(0553) 33-3006
9	井尻小学校体育館	甲州市塩山上井尻675	(0553) 33-2509
10	奥野田小学校体育館	甲州市塩山熊野906	(0553) 33-2147
11	大藤小学校体育館	甲州市塩山上粟生野492-1	(0553) 33-2116
12	神金小学校体育館	甲州市塩山上萩原1518-4	(0553) 33-2752
13	玉宮小学校体育館	甲州市塩山竹森3015	(0553) 33-2383
14	甲州市民文化会館(甲州市中央公民館)	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32-1411
15	交流保養センター	甲州市塩山上小田原730-1	(0553) 32-4126
16	塩山東公民館	甲州市塩山上於曾1919-11	—
17	塩山西公民館	甲州市塩山上塩後339-1	—
18	塩山北公民館	甲州市塩山千野650	—
19	玉宮公民館	甲州市塩山竹森3018	—
20	大藤公民館	甲州市塩山上粟生野492	—
21	神金公民館	甲州市塩山上萩原1518	—
22	松里公民館	甲州市塩山小屋敷1353	—
23	奥野田公民館	甲州市塩山熊野907	—
24	井尻公民館	甲州市塩山上井尻1675	—
25	塩山南児童センター	甲州市塩山下於曾1021-3	(0553) 33-7900
26	塩山北児童センター	甲州市塩山千野3409-4	(0553) 33-7800
27	松里保育所	甲州市塩山小屋敷1403	(0553) 33-4130
28	奥野田保育所	甲州市塩山熊野597	(0553) 33-4132

	施設名	所在地	電話番号
29	勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
30	勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
31	祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179
32	東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077
33	勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329
34	菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528
35	勝沼体育館	甲州市勝沼町勝沼1281-2	(0553) 44—2100
36	旧大和小学校天目分校	甲州市大和町木賊119	—
37	景德院	甲州市大和町田野389	(0553) 48—2225
38	田野集会場	甲州市大和町田野469-1	—
39	水野田地区集会所	甲州市大和町初鹿野438-16	—
40	丸林集落センター	甲州市大和町初鹿野2001-1	—
41	古部集落センター	甲州市大和町初鹿野1547-1	—
42	大和初鹿野体育館	甲州市大和町初鹿野1643	—
43	大和小学校体育館	甲州市大和町初鹿野1679-5	—
44	やまとの杜アリーナ	甲州市大和町日影1080	(0553) 48—2921
45	鶴瀬集落センター	甲州市大和町鶴瀬504-2	—
46	甲州市消防団神金分団第8部詰所	甲州市塩山一ノ瀬高橋216	—

## ■福祉避難所拠点施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	甲州市塩山保健福祉センター	甲州市塩山上於曾977-5	(0553) 33—7811
2	勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329
3	大和福祉センター	甲州市大和町田野77	(0553) 48—2747

※福祉避難所拠点施設は、塩山・勝沼・大和の各地区における福祉避難所の拠点施設として、人員待機や要配慮者への必要物資の一時保管等に使用するものとする。なお、福祉避難所については、協定締結した各社会福祉施設が「甲州市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、運営を行うものとする。

## ■避難地一覽

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校体育館	甲州市塩山三日市場440-1	(0553) 33—2542
2	山梨県立産業技術短期大学校	甲州市塩山上於曾1308番地	—
3	塩山中学校体育館	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143
4	塩山上粟生野体育館	甲州市塩山上粟生野133	—
5	松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷2	(0553) 33—3332
6	塩山南小学校体育館	甲州市塩山上於曾1017	(0553) 33—2151
7	塩山北小学校体育館	甲州市塩山千野3421	(0553) 33—2152
8	松里小学校体育館	甲州市塩山小屋敷1378	(0553) 33—3006
9	井尻小学校体育館	甲州市塩山上井尻675	(0553) 33—2509
10	奥野田小学校体育館	甲州市塩山熊野906	(0553) 33—2147
11	大藤小学校体育館	甲州市塩山上粟生野492-1	(0553) 33—2116
12	神金小学校体育館	甲州市塩山上萩原1518-4	(0553) 33—2752
13	玉宮小学校体育館	甲州市塩山竹森3015	(0553) 33—2383
14	甲州市民文化会館(甲州市中央公民館)	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32—1411
15	交流保養センター	甲州市塩山上小田原730-1	(0553) 32—4126
16	塩山東公民館	甲州市塩山上於曾1919-11	—
17	塩山西公民館	甲州市塩山上塩後339-1	—
18	塩山北公民館	甲州市塩山千野650	—
19	玉宮公民館	甲州市塩山竹森3018	—
20	大藤公民館	甲州市塩山上粟生野492	—
21	神金公民館	甲州市塩山上萩原1518	—
22	松里公民館	甲州市塩山小屋敷1353	—
23	奥野田公民館	甲州市塩山熊野907	—
24	井尻公民館	甲州市塩山上井尻1675	—
25	塩山南児童センター	甲州市塩山下於曾1021-3	(0553) 33—7900
26	塩山北児童センター	甲州市塩山千野3409-4	(0553) 33—7800
27	松里保育所	甲州市塩山小屋敷1403	(0553) 33—4130
28	奥野田保育所	甲州市塩山熊野597	(0553) 33—4132
29	勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
30	勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
31	祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179

	施設名	所在地	電話番号
32	東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44-0077
33	勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44-1329
34	菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44-0528
35	勝沼体育館	甲州市勝沼町勝沼1281-2	(0553) 44-2100
36	旧大和小学校天目分校	甲州市大和町木賊119	—
37	景德院	甲州市大和町田野389	(0553) 48-2225
38	田野集会場	甲州市大和町田野469-1	—
39	水野田地区集会所	甲州市大和町初鹿野438-16	—
40	丸林集落センター	甲州市大和町初鹿野2001-1	—
41	古部集落センター	甲州市大和町初鹿野1547-1	—
42	大和初鹿野体育館	甲州市大和町初鹿野1643	—
43	大和小学校体育館	甲州市大和町初鹿野1679-5	(0553) 48-2300
44	やまとの杜アリーナ	甲州市大和町日影1080	(0553) 48-2921
45	鶴瀬集落センター	甲州市大和町鶴瀬504-2	—
46	甲州市消防団神金分団第8部詰所	甲州市塩山一ノ瀬高橋216	—

## ■食料等備蓄情報

種 類	市役所本庁	勝沼支所	大和支所	その他 防災倉庫	合計
アルファ米等	18,850食	4,000食	650食	3,200食	26,700食
飲料水 500mlペットボトル	12,552本	3,895本	912本	816本	18,175本
毛布	835枚	464枚	220枚	90枚	1,609枚
簡易トイレ	64基	16基	7基	814基	901基
造水機	1台	1台	1台	0台	3台
感染症物品	445個	125個	30個	0個	600個
発電機等	40台	0台	0台	0台	40台
パーテーション	374基	240基	40基	350基	1,004基
ワンタッチテント	12張	5張	1張	2張	20張
段ボールベット	620台	240台	40台	100台	1,000台
生理用品	5,600個	0個	0個	0個	5,600個

## ■その他防災倉庫一覧

名称	住所
上於曾防災倉庫（県立産業短大前）	塩山上於曾1337-4
塩むすび防災倉庫	塩山上於曾1132-7
玉宮防災倉庫（玉宮小学校校庭）	塩山竹森3015
大藤防災倉庫（甲州市消防団大藤分団詰所裏）	塩山中萩原517-6
祝防災倉庫（祝小学校校舎裏）	勝沼町下岩崎960
松里防災倉庫（JA松里支所前）	塩山小屋敷1535-1
神金防災倉庫（旧神金保育園前）	塩山下小田原488-4

## ■衛星携帯電話配備一覧

No	設置場所	電話番号	管理者
1	甲州市役所	080-1377-4815	市役所（総務課）
2	甲州市役所 勝沼支所	080-1377-4816	市役所（勝沼支所）
3	甲州市役所 大和支所	090-2400-1262	市役所（大和支所）
4	一之瀬区	080-2058-1796	塩山一之瀬区
5	勝沼13区（深沢）	080-2058-1797	勝沼13区区長
6	天目区	080-2058-1798	大和天目区長
7	一之瀬高橋区（落合）	080-8720-0368	塩山一之瀬高橋区長
8	北牛奥区（嵯峨塩）	080-8720-0367	嵯峨塩館

## ■雨量観測所一覧（県所管）

建設事務所名	観測場所	観測所名
峡東	塩山上塩後1239番地1	峡東建設事務所
〃	大和町初鹿野1693番地1	大和
〃	塩山一之瀬高橋1番地	萩原山
〃	塩山上萩原（裂石地内）	大菩薩嶺
〃	勝沼町菱山1番地	高尾山

## ■水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	関係管理 団体
重川	重川赤尾堰堤下	塩山赤尾255番地	峡東	1.10	1.80	甲州市 山梨市
塩川	新塩川橋	塩山熊野20番地	峡東	0.60	1.00	甲州市
びんぐし川	びんぐし川穴田橋	勝沼町 休息1959番地	峡東	0.60	1.10	甲州市 山梨市
日川	日川葡萄橋	勝沼町 下岩崎1435番地	峡東	0.80	1.40	甲州市 山梨市 笛吹市

■水防倉庫一覧

河川名	倉庫		倉庫鍵保管者	所在地	資材					器具			
	名称	面積			丸太 (本)	空俵 (枚)	縄 (kg)	蛇籠 (本)	鉄線 (kg)	ジスツ ヨコル ウツハ ンパン (丁)	鎌・鉋 ・鋸 (丁)	ペ カ ッ タ チ (丁)	照 明 具 (灯)
重川(塩川)	熊野水防倉庫	29.8	総務課長	塩山熊野818-3	120	1,500	50	100	150	15	5	2	2
佐野川	中萩原水防倉庫	33.0	〃	塩山中萩原98-5	150	1,500	36	130	150	15	5	2	2
笛吹川	三日市場水防倉庫	33.0	〃	塩山三日市場2905-2	120	1,500	60	100	150	15	5	2	2
重川	小田原橋水防倉庫	33.1	〃	塩山下小田原488-1	120	1,000	50	140	150	15	5	2	2
〃	赤尾水防倉庫	32.4	〃	塩山千野70-2	170	4,000	50	—	150	20	5	5	2
びんぐし川	東雲水防倉庫	32.4	勝沼支所長	勝沼町休息2004-1	20	700	20	50	400	85	25	26	15

■異常気象時における道路通行規制区間及び基準

区分	路線名	管理事務所	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)			
一般国道	国道20号線	大和国道出張所	甲州市大和町鶴瀬～甲州市勝沼町柏尾	2.6	連続雨量200mm	土砂崩落、落石	中央自動車道
〃	国道411号線	峡東建設事務所	甲州市塩山上萩原(柳沢峠)～甲州市塩山上萩原(字裂石)	8.8	連続雨量80mm以上	落石	
一般県道	大菩薩初鹿野線	〃	甲州市大和町田野～甲州市大和町木賊	3.3	連続雨量80mm以上	土砂崩落、落石	
〃	大菩薩初鹿野線	〃	甲州市塩山上萩原(上日川峠)～甲州市塩山上萩原(一の平林道交点)	6.8	〃	〃	
〃	塩山(停)大菩薩嶺線	〃	甲州市塩山上萩原(字裂石)～甲州市塩山上萩原(上日川峠)	6.4	〃	〃	

■ヘリコプター主要発着場一覧

名 称	所 在 地	施設管理 者又は占 有 者	施設規模			広 さ (巾×長さ)	防 火 所 署(所) の 消 間 の 時 間 (分)
			大 型	中 型	小 型		
甲州市民文化会館駐車場	甲州市塩山上塩後240番地	市 長			○	50×60	5
塩 山 中 学 校 校 庭	甲州市塩山下於曾1039番地1	学 校 長	○			110×110	3
松 里 中 学 校 校 庭	甲州市塩山小屋敷1番地	//			○	75×65	7
塩 山 南 小 学 校 校 庭	甲州市塩山上於曾1017番地	//		○		85×75	3
塩 山 北 小 学 校 校 庭	甲州市塩山千野3421番地	//			○	55×80	3
奥 野 田 小 学 校 校 庭	甲州市塩山熊野906番地	//			○	50×80	6
大 藤 小 学 校 校 庭	甲州市塩山上粟生野492番地1	//			○	50×75	7
神 金 小 学 校 校 庭	甲州市塩山上萩原1518番地4	//			○	75×50	10
玉 宮 小 学 校 校 庭	甲州市塩山竹森3015番地	//			○	60×40	8
松 里 小 学 校 校 庭	甲州市塩山小屋敷1378番地	//			○	55×80	6
井 尻 小 学 校 校 庭	甲州市塩山上井尻675番地	//			○	75×45	6
神金第二小中学校校庭	甲州市塩山一ノ瀬高橋404番地	教 育 長			○	40×30	90
塩 山 高 等 学 校 校 庭	甲州市塩山三日市場440番地1	学 校 長	○			130× 140	7
塩 山 高 等 学 校 第 二 グ ラ ウ ン ド	甲州市塩山千野193番地	//		○		82×87	5
甲州市多目的広場 (塩山総合グラウンド)	甲州市塩山小屋敷1854番地	市 長	○			100× 150	10
勝 沼 中 学 校 校 庭	甲州市勝沼町勝沼761番地1	学 校 長	○			90×100	15
勝 沼 小 学 校 校 庭	甲州市勝沼町勝沼3099番地	//		○		50×60	16
祝 小 学 校 校 庭	甲州市勝沼町下岩崎960番地	//		○		70×70	17
東 雲 小 学 校 校 庭	甲州市勝沼町休息1560番地1	//	○			50×100	10
菱 山 小 学 校 校 庭	甲州市勝沼町菱山1066番地	//			○	50×50	20
大 和 小 学 校 校 庭	甲州市大和町初鹿野1679番地5	//			○	45×60	15
大 和 初 鹿 野 運 動 場	甲州市大和町初鹿野1643番地	教 育 長			○	90×60	15
塩 山 北 中 学 校 校 庭	甲州市塩山上粟生野133番地	//	○			100×90	7

## ■災害協定等一覧

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
1	山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定	山梨市、笛吹市	H18. 3. 20
2	大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書	塩山駅	H18. 3. 20
3	中央自動車道消防相互応援協定	上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市	H18. 6. 14
4	富津市と甲州市の災害時における相互援助に関する協定	千葉県 富津市	H18. 10. 22
5	大規模災害時等発生時における相互応援に関する協定	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、上野原市、山梨市、中央市	H19. 1. 12
6	災害時における応急業務に関する協定	甲州市災害対策協議会	H22. 6. 30
7	災害時の水道施設等の応援対策業務に関する協定	甲州市水道事業協会	H22. 7. 20
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23. 1. 25
9	災害時における相互応援に関する協定	東京都 中野区	H23. 9. 22
10	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合甲州支部	H26. 1. 16
11	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H26. 2. 13
12	災害時における医療救護についての協定	甲州市医師会	H26. 4. 1
13	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	一般社団法人山梨県エルピーガス協会東山梨地区	H26. 7. 16
14	災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定	甲州市薬剤師会	H27. 6. 1
15	災害時の施設と敷地の借り上げに関する協定	日下部警察署	H27. 7. 16
16	減災力の強いまちづくり協定	特定非営利活動法人減災ネットやまなし	H27. 7. 22
17	甲州市と文京区との相互協力に関する協定	文京区	H27. 10. 28
18	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	H27. 11. 25
19	富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書	山中湖村	H28. 3. 28

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
20	災害時等における県立塩山高等学校の避難所及び避難地の利用に関する基本協定	山梨県立塩山高等学校	H28. 3. 31
21	東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定	山梨市、日下部警察署、東山梨行政組合東山梨消防本部 一般社団法人塩山建設業協会	H28. 7. 26
22	災害時等における山梨県立産業技術短期大学の避難地の利用に関する基本協定	山梨県立産業技術短期大学校	H29. 1. 4
23	災害時における応急活動の協力に関する協定	一般社団法人山梨県トラック協会、有限会社町田運輸	H29. 1. 16
24	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	H29. 4. 25
25	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	H29. 5. 30
26	生活必需物資の供給に関する協定	株式会社オギノ	H29. 9. 5
27	災害時等における株式会社オギノの一時避難所利用に関する基本協定	株式会社オギノ	H29. 9. 5
28	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H30. 1. 4
29	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	H30. 1. 15
30	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	H30. 11. 2
31	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	R1. 7. 31
32	災害時等における植野興業株式会社の一時的避難地の利用に関する協定	植野興業株式会社	R1. 7. 31
33	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1. 8. 21
34	災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	R2. 4. 21
35	防災行政情報のL字放送及び文字テロップによる配信に関する協定書	峡東ケーブルネット株式会社	R2. 6. 12
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	R2. 10. 1
37	災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等の支援に関する協定書	山梨・甲州環境協同組合	R2. 10. 21
38	災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定	日本郵政株式会社（山梨郵便局、塩山郵便局、甲州市内郵便局代表）	R2. 12. 1
39	緊急災害時における施設等の利用に関する協定	フルーツ山梨農業協同組合	R7. 3. 24

■甲州市防災会議委員一覧

NO	役 職 名	区 分	備 考
1	峡東地域県民センター所長	甲州市防災会議条例 第3条第5項第1号 委員	山梨県知事部局職員のうちから市 長が委嘱する者
2	峡東保健福祉事務所長	//	//
3	峡東林務環境事務所長	//	//
4	峡東農務事務所長	//	//
5	峡東建設事務所長	//	//
6	日下部警察署長	第3条第5項第2号 委員	山梨県警察警察官のうちから市長 が委嘱する者
7	甲州市副市長	第3条第5項第3号 委員	市職員のうちから市長が任命する 者
8	甲州市勝沼支所長	//	//
9	甲州市大和支所長	//	//
10	甲州市政策秘書課長	//	//
11	甲州市教育長	第3条第5項第4号 委員	市教育委員会教育長
12	甲州市消防団長	第3条第5項第5号 委員	市消防団長
13	東山梨消防本部消防長	第3条第5項第6号 委員	東山梨消防本部消防長
14	陸上自衛隊第1特科隊第2中隊 長	第3条第5項第7号 委員	指定地方行政機関、指定公共機関又 は指定地方公共機関のうちから市 長が委嘱する者
15	東日本旅客鉄道(株)塩山駅長	//	//
16	東日本電信電話(株)山梨支店長	//	//
17	東京電力パワーグリッド(株)山 梨 総支社甲府事務所次長(渉外担 当)	//	//
18	塩山郵便局長	//	//
19	甲州市商工会長	//	//
20	甲州市観光協会長	//	//
21	甲州市社会福祉協議会長	//	//
22	山梨交通(株)塩山営業所長	//	//
23	甲府地方気象台長	//	//
24	甲州市区長会長	第3条第5項第8号 委員	自主防災組織を構成する者又は学 識経験のある者のうちから市長が 委嘱する者
25	甲州市区長会副会長	//	//
26	甲州市区長会副会長	//	//

27	甲州市医師会長	第3条第5項第9号 委員	その他市長が認め委嘱する者
28	甲州市民生児童委員連絡協議会 長	//	//
29	甲州市日赤奉仕団委員長	//	//
30	甲州市男女共同参画推進委員会 委員 ※委員のうちから委員長が推薦す る女性の委員	//	//

■甲州市国土強靱化地域計画庁内検討会委員一覧（令和7年度）

No.	課 名	担 当 名
1	政策秘書課	政策調整担当リーダー
2	管財課	営繕管理担当リーダー
3	環境政策課	廃棄物対策担当リーダー
4	福祉課	地域福祉担当リーダー
5	介護支援課	介護予防担当リーダー
6	健康増進課	健康企画・地域医療担当リーダー
7	健康増進課	健康づくり担当リーダー
8	観光商工課	観光企画・宣伝担当リーダー
9	農林振興課	果樹農林担当リーダー
10	建設課	道路維持・河川担当リーダー
11	建設課	住宅・用地管理担当リーダー
12	都市整備課	公園・道路担当リーダー
13	都市整備課	計画指導・景観担当リーダー
14	教育総務課	学校教育担当リーダー
15	上下水道課	下水担当リーダー
16	上下水道課	整備担当リーダー
事務局	総務課	行政・防災担当



# 甲州市国土強靱化地域計画

「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、強くしなやかな甲州市」

策 定：令和8年3月

編 集：甲州市総務課

発行者：甲州市

住 所：山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

Tel:0553-32-2111/Fax:0553-32-1818